

苫小牧市民文化芸術振興助成金要綱取り扱いに係る留意事項

1 (対象者)第2条関係

(1) 主催者が企業の場合は助成対象になりません。

2 (申請)第5条関係

(1) 事業実施日の2ヶ月前までに提出してください。提出されない場合は助成を取り消すことがあります。

(2) 2ヶ月前までに提出できない場合は、提出時に遅れた理由書(様式は任意)を添付してください。

3 (対象事業)第3条関係

(1) 文化芸術の振興が主たる目的ではない事業(事業自体は創作発表や鑑賞提供等の行事ではあるが、その主たる目的が文化芸術の振興ではない行事)は対象になりません。

(2) 対象となる事業は、国等の方針及び関連する業種の新型コロナウイルス感染症拡大予防に係るガイドラインを遵守するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための必要な対策を講じて実施してください。

4 (助成金額)第6条関係

(1) 公演等に直接的な経費とならないものについては全て対象外経費とします。

- 主催団体の会員に支払われる経費(賃金、謝金、手数料、委託料、交通費等)
- 主催団体の通常活動と一体と判断される経費(ポスター等を自分たちで作成する場合の消耗品を除く消耗品、ダイレクトメール・礼状など特定の個人宛の郵便料、当日のリハーサル・ゲネプロ以外の練習会場使用料等)
- 事業終了後に主催団体又は個人の所有になる備品(楽器、楽譜、衣装、事務機器、什器等)等の購入費
- 事業実施前(準備)に係る打合せ経費
- 食糧費
- 出演者などに対する花束やお土産など、謝金とは別に謝意を表すものの経費
- 有料配布するプログラム・パンフレット印刷費等

(2) 収入の部

・自己財源

- 自己財源は、自己資金、会費、寄附金によるものとします。

・収入金

- 収入金は、入場料、出品料、広告料、協賛金、出演料、出店料、販売手数料、売上金収入(プログラム・グッズなど)、参加費等によるものとします。

・収入額(見込み)

- 入場料収入見込みについては、会場収容定員の6割以上の人数で積算
- 出版物による販売収入見込みは、出版部数の6割以上の販売数で積算
- 協賛金・広告料等は、積算内訳欄等に会社名・金額を記入

(3) 旅費は苫小牧市旅費規程の範囲内とします。

- 市外からの出演者等の移動は公共交通機関を利用
- 特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金等)は対象外
- 市内の移動については対象外
- 航空運賃については、パッケージツアーや割引制度等を利用
- 海外からの旅費は対象外

(4) 宣伝費・印刷費は必要最低限とし、過剰にしないでください。

(5) 天災その他やむを得ない事情とは、主催者の責に帰すべき事由によらない場合で、次のような事例とします。

例) 地震、火災、風水害、雪害、公共交通機関の事故 等

(6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る以下の経費は、対象経費として取扱います。

- 事業実施時の感染症対策経費

例) マスク、消毒液、フェイスガード、ビニール手袋 等

(7) 前項の経費を対象経費に含めない場合、その経費に限り他の補助金を受けることができます。ただし、助成金額が確定した場合は認めません。

(8) 新型コロナウイルス感染拡大等により、事業を変更又は一部中止した場合、対象経費として認めていた経費のうち、すでに支払済みの経費を対象経費として認めます。

例) 会場使用料、チケットの作成料や航空運賃のキャンセル料

(全額還付、キャンセル料免除の場合は除外)

5 (助成金の制限) 第7条関係

(1) 同一申請者の助成は、1年度につき1事業とします。

(2) 同一事業で複数年助成を受けている場合は、助成割合を引き下げることがあります。

6 (計画書の提出) 第4条関係

(1) 追加募集の期間は7月16日から8月15日とします。ただし、当初募集で予算の上限

に達している場合を除きます。

7 (助成の決定及び通知)第4条及び第8条関係

- (1) 審議会で計画書等の内容に疑義が生じた場合、審査会において再度意見を聴いたうえで、助成の適否等を決定します。
- (2) 審査会は、会長、副会長、苫小牧市文化団体協議会推薦委員の3名で構成し、申請者が同席の上審査を行います。

8 (助成の申請の変更)第9条関係

- (1) 計画書による内定及び交付申請による決定を受けた事業に変更が生じた場合は、あらかじめ生涯学習課へ相談してください。
- (2) 変更申請書により承認を要するのは、次の場合です。それ以外の場合は、審議会で内定を受けた助成事業の内容と異なることから、変更申請できません。
 - 実施期日の変更、実施場所の変更、入場料単価等の変更等
- (3) 事業の内容変更のうち軽微なものとは、事業目的及び適正な遂行に支障を及ぼさない程度の変更と認められる場合のものです。
 - プログラム等の変更、経費の変更等

9 (助成事業の中止又は廃止)第10条関係

- (1) 計画書による内定及び交付申請による決定を受けた事業を中止又は廃止する場合は速やかに中止(廃止)承認申請書を提出してください。

10 (実績報告及び助成金の確定)第11条関係

- (1) 事業完了日から1ヶ月以内に実績報告書を提出してください。提出されない場合は助成を取り消すことがあります。
- (2) 1ヶ月以内に提出できない場合は、提出時に遅れた理由書(様式は任意)を添付してください。
- (3) 収入の積算内訳欄は必ず記入してください。
 - 入場料収入は「入場者数×入場料単価」
 - 販売収入は「販売数×単価」
 - 協賛金・広告料等は、会社名・金額
- (4) 申請者は、助成事業に係る領収書等の写し、印刷費で作成した印刷物の原本、看板等を作成した場合はその写真等を添付してください。

11 (助成金の概算払)第12条関係

- (1) 助成実績のない申請者については概算払しません。

12 (助成事業の普及等)第14条関係

- (1) 「苫小牧市民文化芸術振興助成事業」と表示してください。表示がないポスター、刊行物等については助成対象外とすることもあります。
- (2) 助成事業の会場に「苫小牧市民文化芸術振興基金」の寄付箱の設置をお願いしています。事業実施前日までに生涯学習課へ取りに来てください。ご協力をお願いします。